

# 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

(令和6年3月6日 午後2時40分)

●議長(佐藤武雄) 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の5、青柳秀吉議員。

- 1、信越病院関連について
- 2、役場について

議席番号9番、青柳秀吉議員。

◆9番(青柳秀吉) 9番、青柳秀吉です。通告に基づき、質問をいたします。中で割愛する部分もありますが、役場については質問を削減いたします。それでは質問いたします。最初に、信越病院関連ということで、昨年12月3日、信濃毎日新聞の身体拘束同意書、それから医師名、看護師が無断署名について掲載されました。これに対して医師法の抵触があるのではないか、それから県が是正要求し、是正要求の見出しが大きく掲載されました。入院患者の身体拘束について、町には信越病院はそんなことがあったのかと言って、非常に話題にというか、話題になっております。それともう一つは、以前から当町の信越病院ではなく、飯綱病院に国保の患者の何パーセントかちょっと忘れただけども、かなりの数の人が飯綱病院に診察に行っているというふう聞いております。この2つが関連するのかどうかは分かりませんが、信越病院に行く大変だというようなことを言っている方もおります。この件について、身体拘束の面と、信越病院から飯綱病院へ患者が流れているということについて、町長の感じていることについてお聞かせいただきたいと思っております。

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただいまの青柳議員からの質問にお答えいたします。その前に、先ほど青柳議員からもお話がありました新聞報道について、現時点で改めて、おさらいをさせていただきたいと思っております。地元紙が令和5年12月3日から5回にわたって報道いたしました、信越病院における身体抑制に関する同意書に、無断で医師の名前を記入していたとする事案につきましては、昨年12月議会における一般質問、それから全員協議会の場におきまして、病院事務長から状況等について説明をさせていただいたところでございますが、その後に行いました内部調査の結果などを踏まえて、改めて説明させていただきます。信越病院におきましては入院する際に、患者さん本人、または家族の方々に様々な書類を提出いただいておりますが、その中の一つといたしまして、身体抑制に関する説明同意書の提出をお願いしております。具体的には、万が一、患者さんの身に危険が及ぶような不穏な状況があった場合には、身体抑制を行ってよろしいかとの説明と、それに対する患者さん、またはご家族の意思を確認するものでございます。そして、その説明者欄には、医師及び看護師名を記入することとしておりましたが、病院の慣例

といたしまして、患者さんに対する説明は看護師に任されており、患者の担当医師の名前が、本人の自筆ではない形で、記入されていたことが問題とされたところでございます。また、報道に先立って長野保健福祉事務所が11月2日に行った検査では、この事務処理について医師法等に抵触するものではないが、社会常識に照らして、好ましくないとの指導があったため、病院において運用いたしますマニュアルと同意書の書式を見直しました。また、ただ今申し上げました同意書とは別に、入院後の患者さんの状況に応じて身体抑制が必要となった場合には、主治医が主となって、関係者の間で患者さんに関する情報共有の場、これをカンファレンスと呼んでおりますけれども、これを設けまして、その場において身体抑制の可否を検討しております。こうしたケースにありましては、医師の指示または確認が必須でございます、関係する全職種による検討結果をまとめた記録や患者さんへの説明書類については、先の同意書とは別に整備しているところでございます。以上、申し上げましたとおり、指摘されました同意書につきましては、法令などに触れるものではないというふうに考えているところでございます。また、新聞報道後の色々な町民の方々から、色々なご意見も役場の方にも頂戴しておりますけれども、このことを理由に、信越病院から他の病院に行くというようなお話は聞いておりません。以上であります。

●議長(佐藤武雄) 青柳議員。

◆9番(青柳秀吉) 今、町長が言われたように、病院の入院の患者については、カンファレンスを局の中でやることは、どこでもやっていることなんです、ここでやっているかどうかは、私はわかりません。カンファレンスで、その人の状態を把握して、病院の医師全体でみるという分が、全体でみるというか、その状況を把握するということがカンファレンスでございます。そういう意味で、カンファレンスをやっているかどうかはわかりませんが、ただ身体拘束する場合、この前、千曲市で起きたような、千曲市の精神病院で起きたような、身体拘束について訴えがあって、賠償金を払うという新聞が載っておりました。それから函館の病院においても、身体拘束は虐待であるという訴えを起こして、賠償を要求された件もあります。それで、信越病院の身体拘束の同意書について、信毎の記事を参考にして、私もここで話したいと思っております。入院患者の身体拘束に関する同意書を作る際、看護師が無断で医師の氏名を記入していたことが、2日分かった。医師法に抵触する可能性もある。県長野保健福祉事務所は11月に臨時の立ち入り検査を実施し是正を求めた。この点については、医師法に違反になるか、ならないかというのは、ならないというふうに決めつけることはできませんと、私は考えていますが、なぜかといえば、これらの一過性と切迫性と非代替性と一時性が成立した中でやっているのであれば可能である。それ以外でやっている場合は、私は違法と捉えますけど、例えば入れ墨をやっている人は、医師法、何てするのか、そうでないのか、という議論があります。床屋さんだって理容法と、剃刀を使う分については、それで決まっておりますので、だから医師法で違反でないという、抵触するかもわからないということですから、それについては、抵触する部分っていうのはあるかないかは、それは司法

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

の場に行かないと分かりませんので、司法の場でも、例えば、被害者が告訴状を警察に提出したと、告訴状は本人が書くものですから、告発状は第三者が書いても結構なんですから、第三者が書いても別に問題ない。それで司法が動かないってことはありませんので、司法は、出されたらおそらく、必ず動くということになっています。信越病院の場合は、病院の中で入院患者の署名をしたということになれば、本人が処罰されるだけであって、そうでない場合、組織的にやった場合には、僕は、共同正犯だと思っていますので、共同正犯というのは、法律的には成立しますので、必ずその医師法に違反しないとは、私は言えないと思っています。それで、看護師が無断で医師の名前を記入していたのは身体抑制に関する説明、それか同意書、身体拘束の必要があるかないかに関係なく、患者の入院の際には、あらかじめ作っておく書類で、患者家族は身体拘束の同意をするかしないかの意思を示し、署名すると。病院側は、担当の医師と看護師がそれぞれ署名する。例えば、今問題になっているゴム印を押すとか、名前を他の人が書くとか、そういうことはあってはならないと思います。医師の氏名が無断で記入された同意書は複数確認されるとおり、いずれも昨年から今年にかけての日付だった。ゴム印で医師の氏名が押された同意書もあるが、手書きの同意書もあるが、手書きの同意書はいずれも医師の筆跡とは異なっています。無断で氏名が使われた医師は、患者家族への説明も同意の署名もしていなかったとしている。病院は11月7日の会議の中では、医師や看護師らに文書で業務改善を求め、医師は、同意書等は自筆で自署をすること、ゴム印や押印は不可とすることを、昨年の12月3日、信濃毎日新聞によると、一人は去年の半年間の患者約200人のカルテを調査するというので、令和5年12月15日の信毎、医師名無断使用同意書、これは複数と認める。医師法に違反すると確定し、町長は、医師法違反の指摘はなかったとしているが、告訴状もしくは告発状を提出されれば考えられる。受理されれば、捜査の進展が予想されます。さっき申し上げたように、被害に遭った者が直接、司法に捜査関係に出す場合は本人が出しますから。それ以外、友達でも家族でも出すのが告発状です。告発状は誰が書いてもよろしいかというふうにあります。事務長さんにお聞きしますが、昨年、過去半年間200例近くを調査したと思うんですが、その結果、医師名無断使用の同意書の件数は何件あったか、それが一つ、もう一つ、後から聞きます。それは何件、ありましたでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) ご質問いただいた件、ちょっとなぞるようなお話で申し訳ございません。この場でお伝えする点につきましては、ただ今、ご質問をいただきました12月5日に新聞報道されました11月8日付けで長野保健所からの指摘指導で、病院が把握している医師名を、看護師が記入してしまったという説明同意書が、病院としては1件把握していますという数と、取材に応じた医師の証言として、それは複数あるよという点の食い違いについて、実際の調査を、院内の病院関係者に聞き取り、または調査をするというお答えを、私の方からさせていただきました。その点と、あと12月15日の新聞報道において、院内関係者の聞き取り調査から、医師の確認のないまま、病院の

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

身体抑制に関するという説明同意書が複数あることは、確実であると私の方から申し上げ、それは聞き取り調査だけでなく、過去の入院カルテの調査も行いますという点、この2点について調査をしますということで、今回お答えするという事になったと考えています。結果的に申しますと、カルテの調査を行いました。退院された方の入院カルテ、カルテ庫に保管してあるんですけども、それが175件、令和5年から、令和5年4月1日から10月31日までの間です。その他に、退院された方のカルテを医師が保管していた分がございます。その医師からお話を聞いて調査した分が26件、合わせて201件を調査させていただきました。今ご質問いただきました氏名を手書き、看護師が手書きしたのものにつきましては10件ございました。以上です。

●議長(佐藤武雄) 青柳議員。

◆9番(青柳秀吉) よくわかりました。それでは、この200件の部分に関しては175件あったということですか。医師が保管していたのが206件、この数で間違いはないでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 申し訳ございません。ちゃんとお説明できなくて。入院カルテを調査したものが2種類ございまして、既に退院された方の入院カルテ、カルテ庫に保管してあるもの、もう一つは医師が自分のところで保管していたもの、この2通りにありまして、両方合わせて201件が調査対象になりました。そのうち、医師名を手書きした、看護師が手書きしたものが10件あったということでございます。

●議長(佐藤武雄) 青柳議員。

◆9番(青柳秀吉) わかりました。200件のうち11件しかなかったということですか。201件、わかりました。大体わかりました。これっばかで終わりましたか。本当にそうなんでしょうか。確実ですか、数字は、201件。

●議長(佐藤武雄) 丸山病院事務長。

■病院事務長(丸山茂幸) 重ねて申し上げますが、数字だけ申し上げますと、手書きしたものが10件です。

●議長(佐藤武雄) 青柳議員。

◆9番(青柳秀吉) 了解しました。手書きしたのは、この200件のうち10件が手書きだということですね。わかりました。では私は、後でこれ、調べてみますけれども、それと身体拘束、医師名無断使用の、この処分は、どう懲戒処分なり、何かの処分が出たん

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

でしょうか。もう審査は終わったんでしょうか。これは前回の12月の一般質問で言われたように、町の役場の中では身体拘束された者がおられます。それも、印鑑の無断使用、これを踏まえればですね、医師が懲戒処分されたのもわかりますけれども、えらいずいぶんきつい処分だなと、私もこんなところは何年間、40年近く病院、公立病院、大学病院、見ていますけれども、懲戒処分をされたというのは1件ぐらいしか覚えてないですね。この処分というのは、この看護師が署名したということに対して、あるところを聞いたことによりますと、司法が入れば、やった人、その人が処分されるんであって、そうでない人は処分されないと。しかし、組織的にやったらどうなるのかというのが、私の質問なんですけれども、その辺の処分は怎么样了か、事務長、お答えください。

●議長(佐藤武雄) 小林副町長。

■副町長(小林義之) 職員によります不適切な事務処理があった場合につきましては、審査委員会の委員として、審査委員会の方で審査をしますので、その委員として私の方から、見解を述べさせていただきたいと思います。町長とダブる部分がございますが、よろしく願いをしたいと思います。病院での調査結果及びその後の状況について、病院の方から報告を受けましたので、内容について説明させていただきます。まず、患者さんが信越病院に入院する際には、患者または家族の方に様々な手続書類を提出いただきますが、その中で、看護師が身体抑制に関する説明に合わせまして、これに対する同意または不同意の意向を確認する書類として提出をいただいております。今回の書類でございます。この書類には、説明員としまして担当医師、それから担当看護師名を記載することになっておりますが、院内の慣例的なルールといたしまして、医師が看護師に説明を任せておきまして、看護師が担当医師名をゴム印ですとか、手書きまたはパソコンで印字をして記載をしていたところがございます。特に署名を求めていなかった部分もございます。今回、新聞報道にありましたように、医師名を代筆した書類があったとの件に関しましては、医師から状況を聴取した結果、こうした状況につきましては、依然からの慣行でありまして、書類につきましては、事後、医師が確認をして医師名のゴム印や手書きは容認しているとの回答を得たところがございます。また、当該看護師に事情聴取をしたところ、説明は従来から看護師に任されていたため、説明員としての医師という認識はなく、それぞれの患者さんの担当医師を明らかにするために、ゴム印や手書きで書いたものであるという回答をいただいております。そういうことで、意図的な代筆、または故意に行われた行為には当たらないと判断をしているところがございます。なお、医師がこうした手続きに異議がある場合につきましては、書類の説明員を担当看護師のみに変更するように申し出て、病院内におきまして情報を共有すればよかったのではないかと考えているところであります。また、病院が入院手続き時に、身体抑制の説明を看護師に任せていたことにつきましては、緊急的な身体抑制がある場合は、医師の確認や看護記録に記載するなど医師と状況を共有しており、医師の関知できない状況ではなかったと考えまして、特に問題ないものと考えております。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄) 青柳議員。

◆9番(青柳秀吉) それでは問題がないということで、処分はないわけですか。そういうことですね。そう捉えましたけれども、それでよければ別に、それでいいんですけども、そういうことであれば、ちょっとこれは問題ではないかなというふうに、私は考えておりますけれども、後で調べてみます。私が思っているのは、医師が少ないときに、お願い、お願いします、でやった病院がここに来て、懲戒処分をしたというのは何なんだろうな、というのが私の考えです。そんなに面倒な病院か、そうじゃない身体拘束のやったことに対しては、2000年に中止になっていますよね。身体拘束は。その辺はどうなのか、また考えてみていただきたいんですが、いろいろ質問を出せばいろいろ出てくるので、あまりしたことはないですが、もっとやっぱり町民と一緒に、この病院をよくしようという考えも取り入れてもらわないと、私は町の責任者としては、町長も、副町長も、やっぱりよくないと思います。私はドクターであれば、こういう病院には来ません。絶対に来ません。しかもこなくていいと言われれば、もちろんそれで結構です。広がりますからね。こういう問題というのは。そういうことも、私も思っております。経験はしないようにしてもらいたいと思います。いろいろありますけれども、さっき申し上げたように細かいことは質問はいたしません。これで私の質問は、今回はこれで終わりとなります。この次も、出ると思いますが、よろしく願いいたします。

●議長(佐藤武雄) 以上で、青柳秀吉議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なしの声」)

ご異議なしと認め、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。念のため申し上げます。7日の本会議一般質問は、午前9時45分からの開会となりますので、時間までにお集まりください。ご苦労様でした。

(終了 午後3時12分)